

『電子契約』導入に 関する事業者説明会

令和8年2月17日
登別市総務部契約・管財グループ

電子契約の対象となる契約

- 令和8年4月1日以降に締結する工事請負契約
- 契約・管財グループとやりとりするもの
- 従来どおり紙の契約書での締結も可能
(選択制)

電子契約の対象となる契約など

- 契約書
- 変更契約書
- 仮契約書
- 仲裁合意書
- リサイクル確認書

電子契約の対象外となるもの

- 書面で行うことが法令等で規定されている契約
- 契約期間が10年を超える契約 など

紙での提出が必要なものとして

- 契約保証書

契約締結までのフロー

紙の契約書の場合

落札結果連絡



必要書類を作成し、締結日までに持参または郵送



契約締結

電子契約の場合

落札結果連絡



電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出



締結前日までにすべての書類をPDFデータで提出



市の担当者が確認を終えたら締結依頼メールを送信



締結日までにメールを承認する



市も承認する



契約締結